

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年3月24日（平成28年（行情）諮問第253号）

答申日：平成28年9月14日（平成28年度（行情）答申第321号）

事件名：司法修習生の採用のための勧誘行為自粛について最高裁判所等との間で授受した文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「司法修習生に対する採用のための勧誘行為自粛について、開始当初から現在までの間に法務省が最高裁及び日弁連との間で授受した文書（実質的な協議に関する文書を含む。）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年2月18日付け法務省人文第41号により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）異議申立書

本件文書は当然に存在すると思われるから、異議の申立てをする。

##### （2）意見書

諮問庁の理由説明書に対し、以下のとおり反論する。

ア 法務省は、日弁連（日本弁護士連合会の略称。以下同じ。）及び最高裁（最高裁判所の略称。以下同じ。）との間で、平成27年9月3日までに、第69期司法修習生に関して、司法修習開始直後の第1クール終了までの間について、可能な限り司法修習生の修習に専念できる平穏な修習環境を維持するためお互いに協力する必要があるとの認識を再確認している（資料2（添付省略））。

そのため、最高裁による開示（資料1（添付省略））の対象となった、平成27年9月3日の日弁連法1第158号「第69期司法修習生等に対する採用のための勧誘行為自粛に関する協力について（要請）」（資料2）（以下「日弁連の要請文書」という。）が本件対

象文書に該当するのは当然であるところ、それ以外の文書についても、本件対象文書に該当する文書が存在するといえる。

イ 最高裁によれば、日弁連及び法務省との間の協議は、担当者間で直接行っているものであり、文書等のやり取りは行っていないとのことである（資料4（添付省略））。

しかし、法曹三者の協議に関して全く文書のやり取りがないとは考えられないから、この点に関する最高裁の説明は信用できない。

そして、本件対象文書は、「司法修習生に対する採用のための勧誘行為自粛について、開始当初から現在までの間に、法務省が最高裁及び日弁連との間で授受した文書（実質的な協議に関する文書を含む。）」であるから、なおさら何らかの文書が存在するといえる。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

#### 1 事案の概要

本件は、平成28年1月18日（法務省受領日：同月19日）に、処分庁に対する本件対象文書の開示請求について、処分庁が、法9条2項の規定に基づき、同年2月18日付け法務省人文第41号「行政文書不開示決定通知書」をもって行った原処分に対して、異議申立てがされたものである。

処分庁は、原処分の不開示理由として、「開示請求に係る行政文書を保有していないため」としているところ、異議申立人は「本件文書は当然に存在すると思われる」として、本件不開示決定を取り消すとの決定を求めていることから、原処分の妥当性について検討する。

#### 2 法務省として本件対象文書を保有していないことについて

法務省では、行政文書を作成又は取得した場合は、法務省行政文書管理規則（平成23年法務省秘文訓第308号）に従い当該文書の整理保存等を行っている。

本件対象文書については、法務省内の関連部局の文書庫、事務室及びパソコンの共有フォルダ内を探索したが、本件対象文書に該当する文書は見当たらなかった。

したがって、本件対象文書は保有していないと考えるのが相当であり、また、本件対象文書を保有していないことに不合理な点はない。

以上のことから、法務省として本件対象文書を保有している事実は認められず、原処分は妥当である。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成28年3月24日 諮問の受理

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| ② 同日      | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ 同年4月18日 | 異議申立人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 同年7月26日 | 審議                |
| ⑤ 同年9月12日 | 審議                |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「司法修習生に対する採用のための勧誘行為自粛について、開始当初から現在までの間に法務省が最高裁及び日弁連との間で授受した文書（実質的な協議に関する文書を含む。）」である。

処分庁は、本件対象文書を作成・保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当であるとしていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

### 2 原処分の妥当性について

#### (1) 諮問庁の説明の要旨

法務省では、行政文書を作成又は取得した場合は、法務省行政文書管理規則に従い当該文書の整理保存等を行っている。

本件対象文書については、法務省内の関連部局の文書庫、事務室及びパソコンの共有フォルダ内を探索したが、本件対象文書に該当する文書は見当たらなかった。

したがって、本件対象文書は保有していないと考えるのが相当であり、また、本件対象文書を保有していないことに不合理な点はない。

以上のことから、法務省として本件対象文書を保有している事実は認められず、原処分は妥当である。

#### (2) 検討

ア 異議申立人は、意見書において、①同人が最高裁に対し「第69期司法修習生に対する採用のための勧誘行為自粛について、最高裁が法務省・検察庁及び日弁連との間で授受した文書（実質的な協議に関する文書を含む。）」の開示を求めたところ、日弁連の要請文書が開示されたことから、法務省もこれを保有しているはずである、②日弁連の要請文書以外にも本件対象文書に該当する文書が存在するはずである旨主張する。

イ 当審査会において、意見書に添付された日弁連の要請文書及び上記ア①の開示請求に係る最高裁作成の理由説明書（平成28年1月7日付け最高裁事務総長作成）を確認するに、日弁連の要請文書には「法曹三者による実務法曹養成の実効を期すためには、とりわけ司法修習開始直後の第1クール終了までの間について、可能な限り司法修習生

の修習に専念できる平穏な修習環境を維持するためお互いに協力する必要があるとの認識を法曹三者で改めて再確認しております。」と、また、上記最高裁作成の理由説明書には「司法修習生に対する採用のための勧誘行為自粛については、最高裁判所、法務省・検察庁及び日本弁護士連合会が協議の上、同連合会において、各弁護士会会長に宛てて文書を発出している。」と記載されていると認められる。

ウ そこで、上記の日弁連の要請文書等に記載されている「再確認」や「協議」の有無等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

(ア) 日弁連の要請文書に記載されている「再確認」等は、最高裁に置かれた司法研修所の事務局長と日弁連の事務次長との間で口頭で取り交わされたものと承知しており、法務省がこれに関与したという事実はなく、法務省として日弁連の要請文書を取得・保有したという事実もない。

なお、法務省が「再確認」等に関与していなかったことについては、法務省として、日弁連及び最高裁に確認し、同様の認識である旨回答を得た。

(イ) 日弁連の要請文書が対象とする第69期より前の司法修習生等に対する勧誘自粛については、これまで、法務省が最高裁及び日弁連と協議を行ってきた事実を確認できなかった。

エ また、文書の探索の方法及び範囲については、諮問庁の説明によれば、法務省内の関連部局の文書庫、事務室及びパソコンの共有フォルダ内を探索したが、本件対象文書に該当する文書は見当たらなかったとのことであり、探索の方法及び範囲に特段の問題があるとは認められない。

オ したがって、法務省において、本件対象文書を保有している事実はないと諮問庁の説明に、不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る特段の事情も認められない。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、法務省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一、委員 池田陽子、委員 下井康史